

福島自立更生促進センターについて 市民の皆さまの疑問にお答えします

平成22年6月 法務省 福島保護観察所長 井坂 巧

福島自立更生促進センターとは

自立更生促進センターは、保護観察所に宿泊施設を整備して、刑務所を仮釈放になった人を受け入れて宿泊させながら、専門家（保護観察官）が指導、監督することにより、改善更生と社会復帰につなげていくものです。

福島では、現在地（福島市狐塚の保護観察所等の敷地内）に2年前に建物が完成しましたが、同時に入所開始を延期していました。

その後、地域の皆様からいただいたご意見やご提案をもとに、**福島の安全・安心に役立つための方策**をまとめ、本年3月に公表させていただきました。主な内容は、入所する人として、① 福島に帰ることを希望している人、② 福島刑務所に入所している人、③ 既に仮釈放となって福島に居住しているものの住居が不安定になった人 を優先的に選定する（「福島優先枠」を設ける）こと、また、運営開始後1年間は、「福島優先枠」に限定し、最大9名を超えないとした点などです。

詳しい内容は、福島保護観察所にお問い合わせください。



皆さまのご質問やご懸念にお答えします

問1 福島自立更生促進センターには、どんな人が入所するのですか？

答1 執行する刑期が8年未満で、仮釈放になった人です。刑務所でまじめに過ごし、社会復帰の意欲が高いのに、受け入れてくれる親族などがいない人で、心身に著しい障害がなく、集団生活に適応できる人が選ばれます。なお、仮釈放中は、保護観察を受けることとなります。

問2 センターに入った人は、どのくらいの期間をセンターで過ごすのですか？

答2 原則として3か月間です。ただし、その間に、自立の準備ができない場合は、期間を延長し、確実に次の住居地での生活へ移らせるよう指導します。事情により自立できない

人を、そのまま退所させることはありません。

問3 センターでは、どのようにして過ごすのですか？

答3 地元で協力してくださる事業主さんのもとに毎日通います。**通勤には、原則として職員が付き添います。**夜間や休日は、社会人として必要な日常生活の習慣をつけるトレーニングなどを受けるほか、地域でのボランティア活動を行うなど、健全な余暇の活用に努めます。門限（午後9時）以降は外出できません。

問4 近くに住む人や学校に通う生徒たちが心配に感じるような人はいませんか？

答4 地域の皆様のご不安を受け止め、ご要

（裏面へ続く）

望を受け入れさせていただきました。

◆次のような人たちは将来にわたり入所させません。

- 子どもを対象とした犯罪を行った人
- 依存性の進んだ覚せい剤事犯の人
- 暴力団に関係する人
- 性に関わる犯罪を行った人

問5 しかし、運営開始後1年で入所基準が見直されてしまうと聞きましたが？

答5 運営開始後1年で見直すのは、「福島優先枠に限定し、入所者が最大9名を超えない範囲で運営する」という点だけです。その際も、地域の代表、学校関係者、有識者等から構成される「運営連絡会議」のご意見を尊重します。「子どもを対象とした犯罪を行った人」「依存性の進んだ覚せい剤事犯の人」「暴力団に関係する人」「性に関わる犯罪を行った人」が入所することは、将来にわたってもありません。

問6 なぜ、福島優先枠の人たちを入所させることが、福島の安全・安心に役立つのですか？

答6 受刑者は、出身地の刑務所で服役するわけではありません。福島出身の人は全国の刑務所で服役していますし、福島刑務所にも全国から人が集まっています。他都道府県の刑務所で服役しながら福島に帰ることを希望している人や、福島刑務所で服役している人たちのうち、受入れ先のない人たちは、結局、行くあてがないまま福島でさまよってしまう可能性が高い人たちです。現に少なくないそうした人たちをセンターで受け入れて、指導や援助をすれば、福島の安全・安心につながります。

問7 なぜこの場所なのですか？

答7 保護観察官が関係機関と連携して、入所する人たちに対する万全の指導・支援を、行える場所であるので、選定させていただきました。現在地は、保護観察所の敷地内で職員

の応援が得られやすい上、ハローワークも隣接しています。なお、市街地から離れた立地では入所者の就労もままなりません。

問8 でも、学校の多い文教地区にはふさわしくないのでは？

答8 刑務所から出た後、行くあてのない人が過ごしているのが市街地です。そして、裁判所や検察庁、保護観察所などの刑事司法機関が存在するのも、改善更生のために必要な仕事や協力者を探しやすいのも市街地です。市街地には、学校だけでなく、そうした機関や仕事・協力者も多く存在していることを、どうかご理解いただきたく、お願い申し上げます。

問9 「運営連絡会議」とはなんですか？

答9 センターの運営状況等について情報公開を行い、委員の方々にチェックしていただき、また、センター運営に関するご助言をいただいたりするために設置する第三者機関です。会議は定期的に行われます。

問10 「運営連絡会議」は、センター開所推進者・賛成者だけで構成するのですか？

答10 「運営連絡会議」は、センター開所の賛否を議論する場ではなく、運営状況のチェックやご助言をお願いするために設ける第三者機関です。その点をご理解いただけるならば、センターの開所に強く反対されていた方にもお入りいただき、福島の安全・安心のため、率直なご意見をいただきたいと考えています。

■ご質問等の窓口

私どもは、今後とも引き続き、一人でも多くの方の理解を得られるよう努めてまいります。

ご質問等がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

福島市狐塚17 福島法務合同庁舎2階

福島保護観察所 ☎024-534-2246

センターお問い合わせ窓口

立ち直りを誓った人たちのために、社会で再起するための場を貸し与えてください
更生保護と福島自立更生促進センターへのご理解をお願い申し上げます

福島保護観察所ホームページ http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_k_fukushima_fukushima.html